

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の具体例

書類を定める件の第三欄		具体例
1	1	<p>本人の写真の表示のある身分証明書等で氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）</p> <p>写真付学生証 写真付身分証明書 写真付社員証 写真付資格証明書</p>
	2	戦傷病者手帳（提示時において有効なものに限る。）
	3	-
	4	個人番号利用事務実施者（市）から送付される氏名及び出生の年月日又は住所がプレ印字された申請書
	5	
2	1	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）</p> <p>学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）</p>
	2	<p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日並びに氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。）</p> <p>地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書</p>
	3	<p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類で、氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。）</p> <p>印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳 官公署から送付される氏名及び出生の年月日又は住所がプレ印字された申請書</p>
	4	

3	1	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等 更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等
4	1	本人の写真の表示のある身分証明書等で氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの (提示時において有効なものに限る。) 写真付学生証 写真付身分証明書 写真付社員証 写真付資格証明書
	2	戦傷病者手帳(提示時において有効なものに限る。)
	3	-
	4	個人番号利用事務実施者(市)から送付される氏名及び出生の年月日又は住所がプレ印字された申請書
	5	
5	1	
	2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。)
	3	国外転出者に還付された(国外への転出により返納を受けた旨表示された)個人番号カード又は通知カード
6	1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの (提示時において有効なものに限る。) 学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)
	2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日並びに氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。) 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書
	3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類で、氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。) 印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書(左記の書類を施行令第12条第1項第1号に掲げる書類とした場合における当該書類を除く。) 母子健康手帳

		官公署から送付される氏名及び出生の年月日又は住所がプレ印字された申請書
	4	
7	1	
8	1	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
	2	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
	3	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
9	1	個人番号カード、通知カード
	2	国外転出者に還付された個人番号カード又は通知カード
	3	住民票の写し（個人番号が記載されたものに限る。） 住民票記録事項証明書（個人番号が記載されたものに限る。）
	4	-
	5	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）
10	1	項番9のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信
11	1	eLTAXで認めている電子証明書（個人番号利用事務実施者のみ）
	2	電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人番号関係事務実施者のみ）
	3	身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信
	4	個人番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード
12	1	本人及び代理人の氏名及び出生の年月日又は住所の記載並びに押印のある提出書類
	2	個人番号カード、通知カード 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 その他本人しか持ち得ない書類であって、氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの
	1	本人の写真の表示のある身分証明書等で氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。） 写真付学生証 写真付身分証明書 写真付社員証 写真付資格証明書
13	2	戦傷病者手帳（提示時において有効なものに限る。）
	3	-
	14	1

		か月以内のものに限る。)
	2	地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。)
15	1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。) 学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)
	2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日並びに氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。) 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書
	3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類で、氏名及び出生の年月日又は住所の記載があるもの(提示時において有効なもの若しくは発行又は発給された日から六か月以内のものに限る。) 印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳 官公署から送付される氏名及び出生の年月日又は住所がプレ印字された申請書
	4	-
16	1	-
17	1	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
	2	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
	3	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
	4	過去に実存確認をしている場合(法人の場合)
18	1	-
	2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。)
	3	国外転出者に還付された個人番号カード又は通知カード
19	1	委任状(税務代理権限証書)のデータの送信
	2	本人の利用者IDを入力した上での送信
20	1	代理人の署名用電子証明書

	2	代理人の eLTAX で認めている電子証明書（個人番号利用事務実施者のみ）
	3	代理人の電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人番号関係事務実施者のみ）
	4	法人代理人の電子証明書（商業登記認証局が発行する電子証明書）
	5	個人番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行される ID 及びパスワード
	6	代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信（提示時において有効なものに限る。）
	以下、代理人が法人であってその従業員等から提供を受ける場合	
	7	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書
	8	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証するイメージデータの送信（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書
	9	税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る署名用電子証明書並びに利用者識別番号及び暗証番号の入力
	10	税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士法人に係る eLTAX で認めている電子証明書並びに利用者識別番号及び暗証番号の入力
21	1	（本人の）個人番号カード又は通知カード
	2	（本人の）国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード
	3	（本人の）住民票の写し、住民票記録事項証明書（個人番号が記載されたものに限る）
	4	-
	5	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）
22	1	項番 21 の書類のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信